

# 仕様書

1. 件名 国立科学博物館筑波地区で使用するガス

## 2. 需要場所

名称 独立行政法人国立科学博物館 筑波研究施設  
所在地 茨城県つくば市天久保4-1-1

## 3. 仕様

- (1) ガスの種類 都市ガス13A
- (2) 供給熱量 一般ガス事業者が定める一般ガス供給約款による。
- (3) 供給圧力 中圧及び低圧
- (4) 対象メーター

使用場所及び使用機器	メータ社番	型式	メータ能力
植物研究部棟	0015559	NS	16
かはくハウス	0015558	NS	16
研究管理棟・総合研究棟	68518	TPCK	100
サブエネルギーセンター	10091004	CMP	650
自然史標本棟	68712	TPCK	65

## 4. 予定ガス使用量

- (1) 予定最大時間流量 350 m<sup>3</sup>/h  
※予定最大時間流量とは、1年を通じての1時間あたりの最大ガス使用量をいう。
- (2) 予定年間ガス使用量 285,000 m<sup>3</sup>
- (3) 予定年間取引量 199,500 m<sup>3</sup>  
※予定年間取引量とは、契約で定める1年間の最低取引量をいう。
- (4) 予定月別使用量

年 月	予定使用量	年 月	予定使用量	年 月	予定使用量
平成28年12月	40,000 m <sup>3</sup>	平成29年12月	40,000 m <sup>3</sup>	平成30年12月	40,000 m <sup>3</sup>
平成29年1月	56,000 m <sup>3</sup>	平成30年1月	56,000 m <sup>3</sup>	平成31年1月	56,000 m <sup>3</sup>
平成29年2月	44,000 m <sup>3</sup>	平成30年2月	44,000 m <sup>3</sup>	平成31年2月	44,000 m <sup>3</sup>
平成29年3月	35,000 m <sup>3</sup>	平成30年3月	35,000 m <sup>3</sup>	平成31年3月	35,000 m <sup>3</sup>
平成29年4月	22,000 m <sup>3</sup>	平成30年4月	22,000 m <sup>3</sup>	平成31年4月	22,000 m <sup>3</sup>
平成29年5月	10,000 m <sup>3</sup>	平成30年5月	10,000 m <sup>3</sup>	平成31年5月	10,000 m <sup>3</sup>
平成29年6月	7,000 m <sup>3</sup>	平成30年6月	7,000 m <sup>3</sup>	平成31年6月	7,000 m <sup>3</sup>
平成29年7月	15,000 m <sup>3</sup>	平成30年7月	15,000 m <sup>3</sup>	平成31年7月	15,000 m <sup>3</sup>
平成29年8月	17,000 m <sup>3</sup>	平成30年8月	17,000 m <sup>3</sup>	平成31年8月	17,000 m <sup>3</sup>

平成 29 年 9 月	8, 000 m <sup>3</sup>	平成 30 年 9 月	8, 000 m <sup>3</sup>	平成 31 年 9 月	8, 000 m <sup>3</sup>
平成 29 年 10 月	11, 000 m <sup>3</sup>	平成 30 年 10 月	11, 000 m <sup>3</sup>	平成 31 年 10 月	11, 000 m <sup>3</sup>
平成 29 年 11 月	20, 000 m <sup>3</sup>	平成 30 年 11 月	20, 000 m <sup>3</sup>	平成 31 年 11 月	20, 000 m <sup>3</sup>

5. 契約期間 平成 28 年 12 月 1 日から平成 31 年 11 月 30 日まで

#### 6. 保 安

- (1) 供給者は、ガス事業法に定めるところにより、ガス工作物について保安責任を負うものとする。ただし、同一構内に供給するほかのガス供給者と共用して使用されるガス工作物については、当該供給者と保安業務等の分担について協議を行うものとする。
- (2) 保安責任分界点は、ガス工作物の端末のバルブとし、詳細については協議の上、確認、決定するものとする。

#### 7. 料 金

- (1) 料金単価は、公的機関の発表する貿易統計（平成 28 年 6 月から 8 月の平均値）のガスの原料に基づいて算出するものとする。なお石油石炭税等租税課金は LNG トン当たり、1, 600 円 LPG トン当たり 1, 600 円の場合とする。基準平均原料価格を 57, 250 円/t として定めるものとする。
- (2) ガス料金は、一般ガス事業者の原料費調整制度に順次、調整を行うものとする。  
 なお、調整単位料金の算定と料金適用月および原料価格算定月の関係は次の通りである。  
 N 月を料金適用月とする調整単位料金は、(N - 2) 月を原料価格算定月とするトン当たり原料価格と基準トン当たり原料価格の差額に基づき算出する。ただし、1 月を料金適用月とする調整単位料金は前年の 11 月、また 2 月を料金適用月とする調整単位料金は前年の 12 月の原料価格算定月とトン当たり原料価格と基準トンあたり原料価格の差額に基づき作成する

#### 8. その他

本仕様書に記載なき事項については、供給者が定め本館が承認した約款の規定によるものとする。